

不動産鑑定評価制度懇談会規約（改定案）

平成 28 年 8 月 29 日決定

平成 28 年 12 月 20 日改定

（名称）

第 1 条 本会は「不動産鑑定評価制度懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 懇談会は、不動産の有効活用による我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与するため、不動産鑑定評価制度の充実に関して取り組むべき課題や施策等について検討を行うことを目的とする。

（委員の任命）

第 3 条 懇談会の委員は、不動産鑑定評価制度に精通する有識者のうちから、土地・建設産業局長が任命する。

（座長の任命等）

第 4 条 懇談会には座長を置く。

- 2 座長は、土地・建設産業局長が任命する。
- 3 懇談会の議事の進行は座長が行う。

（会議）

第 5 条 懇談会は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 懇談会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- 3 懇談会の議事要旨については、委員に確認を得たのち、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（事務局）

第 6 条 懇談会の事務局は、国土交通省 土地・建設産業局 地価調査課に置く。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

不動産鑑定評価制度懇談会規約 新旧対照表

改定案	現行
<p>不動産鑑定評価制度懇談会規約</p> <p><u>平成 28 年 8 月 29 日 決定</u> <u>平成 28 年 12 月 20 日 改定</u></p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第 5 条 懇談会は、<u>公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めるときは、懇談会の全部又は一部を非公開とするこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 6 条・第 7 条 (略)</p>	<p>不動産鑑定評価制度懇談会規約</p> <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第 5 条 懇談会は、<u>冒頭部分のみ公開とし、議事は非公開と</u> <u>する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 6 条・第 7 条 (略)</p>